

随意契約理由書

案件名 : 一級河川 寝屋川 治水緑地遠方監視システム改修工事 (その2)

本工事は、花園多目的遊水地の電気設備更新に伴い、寝屋川水系改修工営所に設置されている遠方監視システムの表示情報が変更になるため、同システムの改修を行うものである。

治水緑地遠方監視システムは、寝屋川流域の浸水被害を防ぎ、府民の安心・安全を確保するための治水緑地を遠方監視するための防災施設である。

本工事の内容は、花園多目的遊水地の遠方監視設備を更新するにあたり、既設システムとのデータ伝送を行うため水防情報サーバーの機能増設を行うものであり、高い信頼性と安定した機能を確保する必要がある。当該機器は、システム構成や各機器間のインターフェイス、データ伝送に伴う信号処理方法などに関して、製作会社固有または、独自に開発された技術により設計・製作されているため、システム全体を把握した上で、細部にわたるまで機能や構造に精通していることが必要であり、他者では実施できないものである。

以上のことから、本工事を実施できるのは、設計・製作を行った三菱電機株式会社以外にはないため、同社関西支社より見積りを徴取することとし、その価格が予定価格内であった場合、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を締結したい。